

岩手県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和元年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月21日から令和2年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 3級基準点測量